平成２６年（フ）第３１号
佐賀県伊万里市山代町楠久1425番地
債務者　武田　文子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１１号
名古屋市天白区池場５丁目602番地　レインボー池場101号
債務者　宮村由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１８号
名古屋市港区宝神４丁目701番地　宝神荘３棟109号
債務者　竹味　大作
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５７号
北九州市小倉南区徳力４丁目６番14号　104
債務者　神矢　尚佳
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８０８号
北九州市若松区浜町２丁目14番19号
債務者　ステーキハウスさかもとこと　阪本浩三
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０号
北九州市小倉南区葛原３丁目13番７号
債務者　宇都　保則
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９号
北九州市八幡西区光明１丁目３番20―103号
債務者　森　美代子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３５号
北九州市八幡西区本城３丁目24番32号　A―202号
債務者　南垣　　恵
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３７号
北九州市小倉北区鋳物師町１番５号　303
債務者　波平　　隆
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４１号
北九州市小倉北区神岳１丁目４番12号　ウイング足立102
債務者　柴田美智代（旧姓是久）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５４号
北九州市八幡西区茶売町10番２号　コーポ若葉205号
債務者　高田　　舞（旧姓尊田）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９６号
鹿児島県志布志市有明町野神3619番地
債務者　河野　悦子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
鹿児島県志布志市有明町伊﨑田7193番地、住民票上の住所鹿児島県志布志市有明町野神3619番地、申立時の住所鹿児島県志布志市有明町野神3688番地７
債務者　河野　香織
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
神奈川県横須賀市長浦町３丁目113番地
コーポネモトA―３
債務者　小向　正幸
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目30番15―909号
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１８号
神奈川県横須賀市平作６丁目７番19号
債務者　新保　博章
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２４号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番10―1109号
債務者　馬場　猛義
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６号
青森市大字大野字山下84番地29
債務者　岡本　雅之
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係